

医師賠償責任保険の概要 ～必要性も含め～

2023年7月13日

損害保険ジャパン株式会社

広島火災新種保険金サービス課
上原 禎史

当社の医療事故対応について

- ・ 損害保険ジャパンは、1963年（昭和38年）に日本で初めて医師賠償責任保険を開発しました。
- ・ 公立病院、医師会、歯科医師会、民間病院団体等、多くの医療機関の皆様に、ご契約を頂いております。
- ・ 医療機関側の弁護を専門にしている弁護士と連携をして解決までお手伝いしております。
- ・ 東京、大阪、福岡に専門部署を設置。

本日の流れ

1. 医事紛争の概要
2. 医師賠償責任保険について
3. 高額化する医療事故の損害賠償

医事紛争の概要

どのような事故が多い？

当社の事故受付状況

～2019年度の5ヶ月間の事故を集計～

- ・ 総受付件数：312件
- ・ 月 平 均：62.4件

～発生頻度の高い事故形態～

1、見落とし29件 2、転倒・転落28件 3、針刺し26件
4、異物残置17件 5、薬の事故14件

- ・ 介護ケア事故6件、施設事故11件
- ・ 確認懈怠事故9件

＊ 基本的な確認を怠った事故は、患者対応に苦慮したり、
個人責任追及になりやすい。

見落とし（レポート未読等での癌の見落としは高額な損害賠償請求となる）

事 故 概 要

- 1 16～17年に当院健診実施。**肺陰影指摘報告するも**配置医師対処せず／18年肺癌判明→死亡
- 2 18年8月28日、外傷性SAHで入院。胸部X Pに異常あり。**（レポート未読）**1年前のC Tで既に異常あり発覚。治療適応なし。その後死亡。
- 3 17年7月14日／右肺がん疑いの**画像診断報告書を見落した**。
- 4 18年11月30日／食事困難で救急。腹部C Tで肝臓に巨大腫瘍あり入院。**15年C Tで肝腫瘍のレポート報告あり（レポート未読）**。
- 5 上部消化管穿孔／18年5月12日内視鏡検査生検／**病理結果を確認せず**7カ月後に胃癌が判明。
- 6 胃がん／**2年前の組織生検グループ5を見逃し**死亡した。
- 7 総胆管結石／16年12月2日／撮影したC Tで**放射線科医が肺癌疑いを指摘していたが主治医が見落した**。
- 8 脳梗塞／18年6月28日入院時検査で胸部X Pを撮影するが**結果確認せず**。
後日肺がんであること判明。

転倒・転落（家族からのクレームが強い）

	事 故 概 要
1	13年5月16日、腰部手術施行。6月6日、ベッドから落下し 大腿骨々折 を負う。
2	骨盤骨折／18年8月17日／風船バレーのリハビリ中転倒し 右大腿骨骨折 した。
3	18年9月25日歩行介助中に転倒／ 大腿骨頸部骨折 。
4	18年9月3日 センサー音を日中はオフ とした。2日後にベッド脇で座った状態で発見、後日骨折発覚。
5	18年9月13日／入浴用ストレッチャーの ロックを忘れ 患者を転落させたもの。
6	18年10月9日、装具着用すべき所、 着用せず 歩行リハを行った際、膝折れし第5中足骨骨折を負う。
7	18年9月25日／白質脳症 車いすへの移乗介助中に看護師とともに転倒し鎖骨骨折した
8	18年6月／リハ目的入院患者が階段から転落／入院時から見守り要としたが 目を離した隙 に転落。
9	18年8月31日／リハビリ中転倒、 左大腿骨頸部骨折 後、11月20日に老衰死。
10	19年1月8日／付添中、 病院入口のマット に手押し車が引っかかり転倒。 大腿骨骨折 。
11	大腿骨頸部骨折術後／15年6月7日、車椅子から転落後の 骨折診断遅延 。15年11月感染症で死亡。
12	19年1月5日／認知症患者が朝食後、車イスから立ち上がろうとして転倒し、 左大腿骨頸部骨折 を負う。
13	18年11月26日／車椅子介助でトイレに行き、 介護職員の介助を拒み トイレ内で転倒し 右大腿骨骨折 。

針刺し事故（痛み自体はあるため有無責評価が難しく紛争になりやすい）

	事 故 概 要
1	18年7月10日、塩化カルシウムの 血管外漏出 による皮膚損傷。
2	会社健診で 採血時 に手の痺れの申告があったが抜針せず採血続行し、痺れ痛み発症。
3	腎機能低下・貧血／2回目の透析を開始したところ腹腔内出血を起こし死亡した。
4	左小指腱縫合術／麻酔の注射の際、別の患者に使用した注射器で行った。（ シリンジ連用 ）
5	点滴漏れ の為、部位を右手関節上部の静脈に変更。その後、神経症状を訴える。
6	患者Aに使用した麻酔針を患者Bに使用。後医で検査実施。（ シリンジ連用 ）
7	健診で2回目の 採血時 に痛みの訴えがあったが抜針せず。
8	インフルエンザ予防接種の際に使用済注射針で穿刺した。（ シリンジ連用 ）
9	人間ドックで 採血時 、右手第2、3指の痺れ訴え。
10	インフルエンザ予防接種の際、直前に接種した母親の注射器を使用した。（ シリンジ連用 ）
11	左肘窩に 採血 。当時無症状も翌日肘周辺に疼痛等訴え／治癒見込後、休損など要求。
12	透析で手首に穿刺。翌日腫脹＋。対症療法していたが、損賠請求申立。
13	採血 で穿刺時痛みを訴えるも抜針せず採血を続行し疼痛が出現。

異物残置事案（責任割合が100：0であることから患者対応に苦慮する）

	事 故 概 要
1	18年5月31日／左浅大腿静脈狭窄術施行。創部離開にチューブ留置。その後、 チューブ残置 が発覚。
2	18年2月1日腓頭部腫瘍切除術で ガーゼ遺残 し腹腔内膿瘍を発症した。
3	18年9月13日／直腸癌にて腹腔鏡下直腸切除術／ ガーゼ遺残 ／同年9月20日に除去
4	多発性胆嚢ポリープ／16年9月21日／ ガーゼ残置 発覚。
5	08年3月26日に植皮術で使用した ペンローズドレーン が迷入／18年10月22日に残置判明し抜去。
6	18年11月29日、左腎動脈瘤への塞栓術中、コイル逸脱があり回収。術後 コイル残存 が判明。
7	18年10月10日、CTで右房から上大静脈に異物を発見。その形状から CVカテ断片 と判断。後日除去。
8	18年9月21日子宮筋腫核手術／子宮縫合の際に誤って 非吸収糸 を使用／除去術を予定
9	下肢静脈血栓／19年1月18日 IVCフィルター 回収に難渋し残置／今後断続的な抗血栓薬内服を要す

薬の事故（対応に苦慮したり個人責任追及になりやすい）

事 故 概 要

- 1 前医からの申し送り事項の電子カルテへの入力誤りで薬剤アレルギー情報を見落とし処方。
- 2 17年12月／他患のラベルが貼られた薬剤を誤点滴／うつに罹患したと訴え／去痰薬。
- 3 18年4月／肺炎治療目的の薬剤で肝機能障害あるも経観／薬剤性肝障害、腸管出血で死亡。
- 4 18年10月22日内視鏡検査終了後アネキセートと無水エタノールを誤って側注。
- 5 左大腿骨頸部骨折後リハビリ／腎不全に対する血液透析時禁忌薬を投与、ショックとなる。
- 6 透析患者／帯状疱疹と左眼瞼の腫れに対しバルトレックを通常量処方。翌日、意識障害出現。

介護ケア事故（家族からのクレームが強い）

	事 故 概 要	事故 形態
1	統合失調症、DM、インスリン。18年6月7日、自宅で倒れていた所を介護士に見られ救急搬入、急性腎不全と診断。翌日より常食配膳。4日目の 昼食時窒息状態で発見 、死亡。	食事で窒息
2	15年10月26日／ パンを誤嚥 し低酸素血症となり2日後に死亡。病院競合事案	パン誤嚥
3	施設入所中容態が悪化し18年9月4日、後医に入院し9月13日死亡。施設入所中の 褥瘡管理 の不備訴え。	褥瘡管理
4	18年9月21日／ 入浴介助中にすべり 、右手首を骨折した。	介護ケア
5	18年9月18日／訪問リハビリでPTが 患者の身体を起こす際、腰椎圧迫骨折 を発症	介護ケア
6	18年11月13日／リハ施設利用者送迎中に車内の椅子に座り直させようと 抱えたところ上腕を骨折 させた	介護ケア

施設事故（施設特約で対応する事故：物的損害が多い）

	事 故 概 要
1	エレベーターを降る際ドアが閉り、 腕時計 にキズがついた。
2	看護師がオーバーテーブルにお膳を置こうとした際に 電子辞書 に当たり落下して破損した。
3	18年7月16日／病棟ベッド横で 補聴器 を看護師が踏んで破傷／全損。
4	左上腕内腫瘍にてMRI施行／18年10月10日、 補聴器 使用の有無の確認もれで破損した。
5	18年10月18日／患者をストレッチャーからベッドに移す際、床頭台の 携帯電話 に介助者の体が接触し落下させ破損。
6	訪問介護／18年11月1日、洗濯物の中に 緊急通報機器 があることに気付かず水没させた。
7	病室でリハビリ施術する際、床頭台上の 電気シェーバー を落下させ破損。
8	18年11月14日／MRI撮影の際、 補聴器 外し忘れ。
9	18年5月28日／患者の嘔吐物と一緒に 入れ歯 を汚物室へ流してしまった。
10	18年9月6日／病院建物の換気扇フードが脱落し、 駐車車両 に落下。ルーフ・右ドアが損傷。
11	19年1月25日／内視鏡検査後、診察室前の椅子が重なっている状態に気付かず座り 指を挟み骨折 した。

基本的な確認を懈怠した事故（患者対応に苦慮したり、個人責任追及になりやすい）

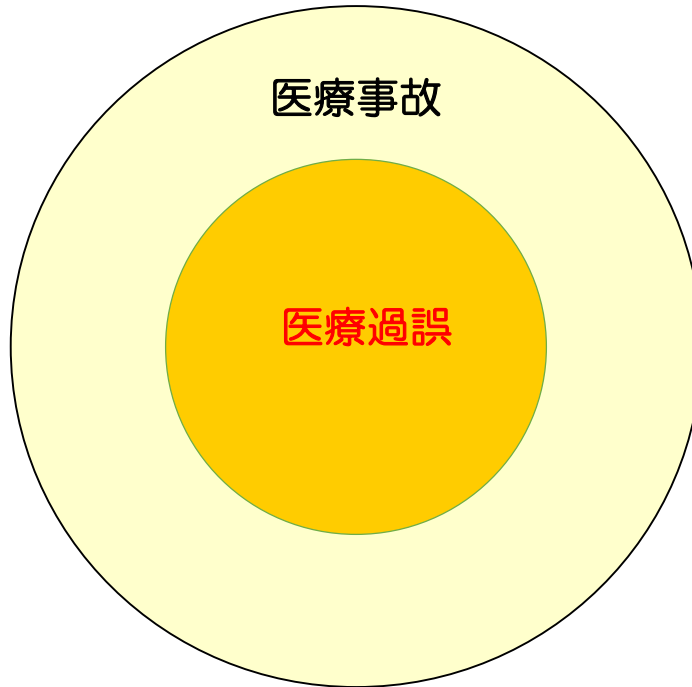
	事故概要	事故態様
1	18年8月21日／上行結腸癌切除術に 誤って胆のうも一緒に摘出してしまった。	胆嚢 誤摘出
2	18年6月19日／右眼白内障／多焦点眼内レンズを発注するところ 誤って単焦点眼内レンズ を発注。手術が2回になった。	眼内レンズ 間違い
3	白内障手術／18年9月19日／眼内レンズを 左右誤って入れた。	眼内レンズ 間違い
4	両眼白内障／17年11月29日多焦点レンズ挿入／先進医療の対象にならない、 レンズ仕様の説明不足。	眼内レンズ IC懈怠
5	18年8月21日、顎変形症手術の際、骨切り予定部位に血管病変を発見し執刀直前に中止した。 術前CTの確認懈怠。	術前評価 懈怠
6	18年5月15日左下腿有棘細胞癌／左鼠径部センチネルリンパ節生検、 検体紛失 による診断遅れ。	検体紛失
7	19年1月6日／新生児への搾母乳提供の際、 他人母の哺乳瓶を取違い投与 ／関係者への血液検査が必要になる。	哺乳瓶 取り違い
8	18年11月8日／末梢血管確保処置で 駆血帯を外し忘れ 、右上肢循環障害。2日後死亡。	駆血帯 外し忘れ
9	19年1月10日／経尿道的前立腺切断術施行。 チューブ誤接続 のため、空気塞栓。	誤接続

医療事故の定義

医療事故 と 医療過誤

○医療事故 ⇒ 医療過程の中で生じるすべての人身事故

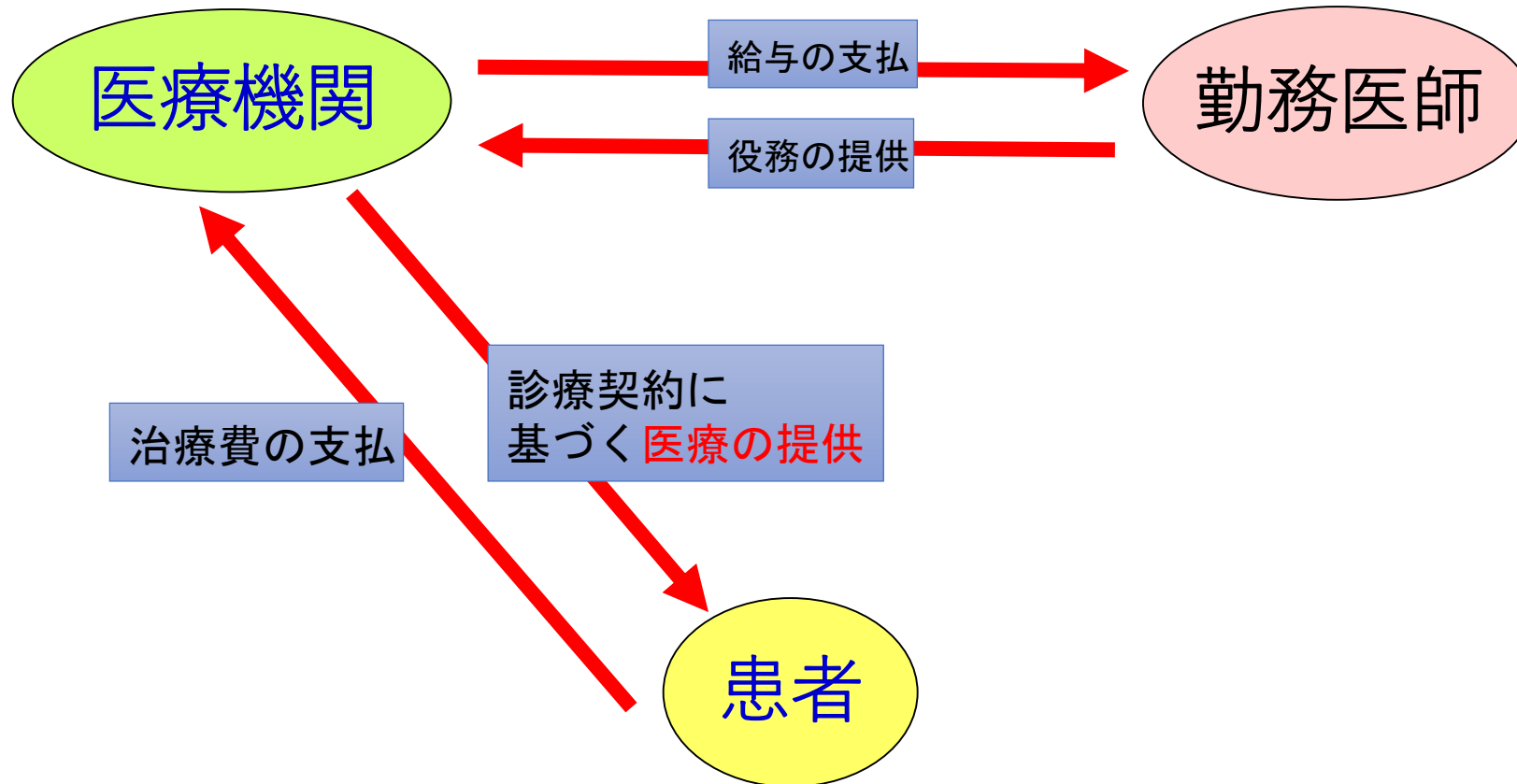
○医療過誤 ⇒ 医療事故のうち、医療従事者の過失（不注意）によって発生した事故



悪い結果・有害事象の発生
= 医療過誤（法的責任の発生）
ではありません

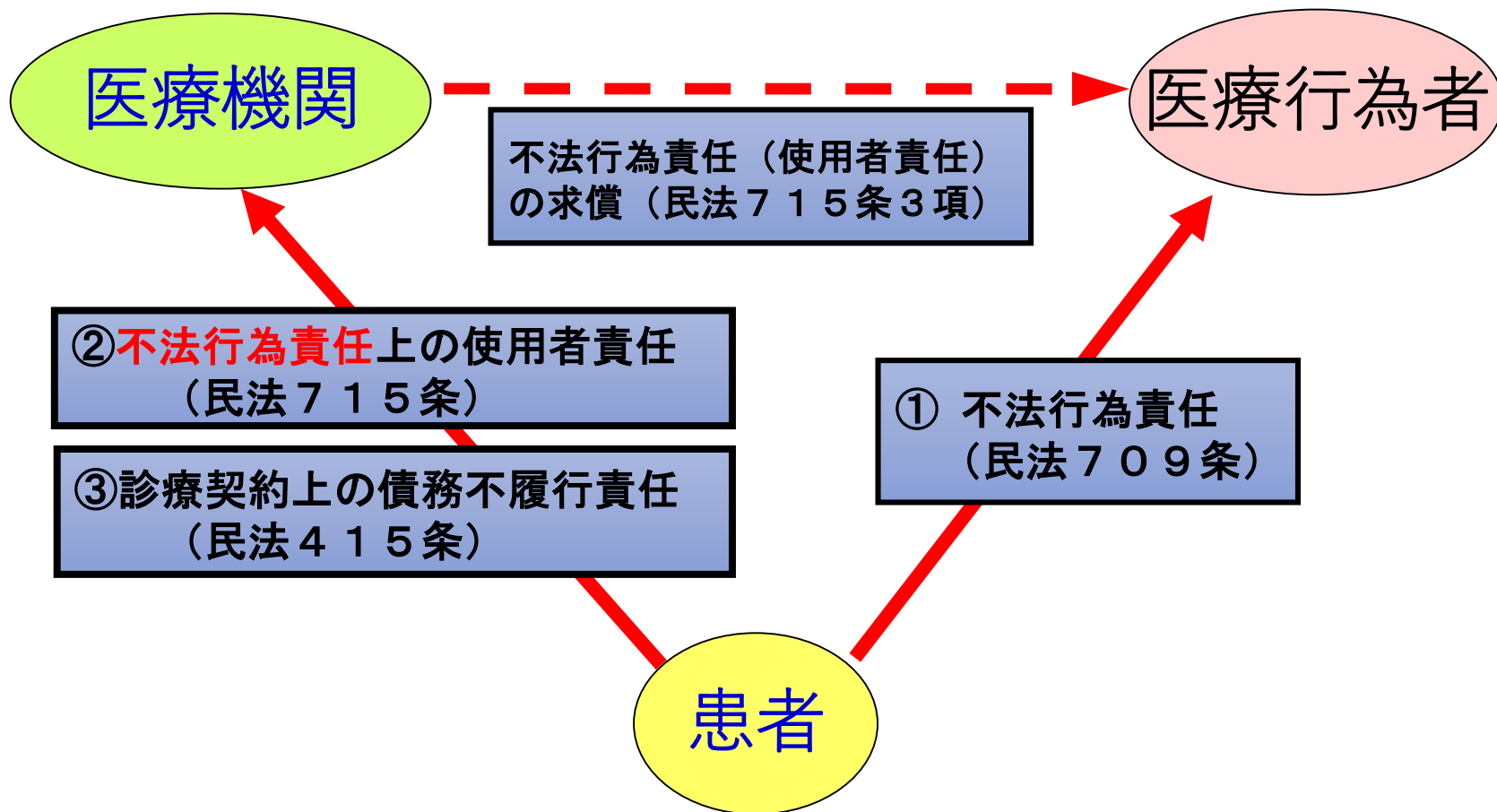
医療機関・医療行為者・患者の法律関係

- 診療契約とは 準委任契約であり、手段債務を負うとされています。
- 手段債務とは 医療水準に適った治療を提供することです。
(⇒結果を保証するということではありません。)



医療機関・医療行為者・患者の法律関係

医療過誤発生の場合



損害賠償責任は発生するのか!? 論拠で確認すべき点は大きく4つ

①過失論

求められる医療水準に対して適切といえる行為かどうか

②結果との因果関係

過失と生じた結果との間にはどのような関係性があるのか

③損害論

結果や残存した障害に医学的な合理性があるか

④医師賠償責任保険の適応

保険は発動できるのかどうか

① 過失論

検証する主なポイント

- 1 適 応：診療ガイドライン・エビデンス
- 2 説明と同意：合意までの手段やプロセス・記録
- 3 事前の準備：リスクへの備え
- 4 手 技：処置、操作について
- 5 リカバリー：有害事象発生後の対応
- 6 転 送：判断の時機について

「予見可能性」があり、「結果の回避可能性」があるにもかかわらず、
「結果回避義務」が尽くされなかった場合に、「過失」と判断される。

予見可能性

今回の結果が発生することをあらかじめ認識できた、もしくは一般的な注意をもってすれば認識できたはずであるということ

結果回避義務

結果が予見できる場合に、その結果を避けるための注意をもって医療行為にあたるべき義務をいう

判断基準は医療水準

いずれも「あり」と判断される場合

過失（＝注意義務違反）
「あり」と判断される

求められる医療水準に対して適切といえる行為かどうか

過失の判断基準となる医療水準

医師の過失は、「診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準」を基準に判断される。この医療水準を下回る医療行為が行われたり、この医療水準を逸脱した医療行為が行われたときに、医師には過失があったと判断される。

医療水準を決定付ける要素としては、医学論文や諸学会の策定するガイドライン、当該医療機関の性格（地域での役割）や当該医師の専門分野、医療慣行（医療の現場で現実に行われている医療）などが挙げられる。

②過失と結果との因果関係

因果関係とは、「特定の結果」が「特定の事実」により生じた関係にあることをいう。実務的には、**結果を回避し得る可能性**があったかどうかのポイントになる。

『特定の事実が、特定の結果発生を招来した関係を是認しうる**高度の蓋然性**』が、
『通常人が疑いを差し挟まない程度に、真実性の確信を持ちうる程度（**相当程度の可能性**）』
まで証明された場合、因果関係ありと判断される。

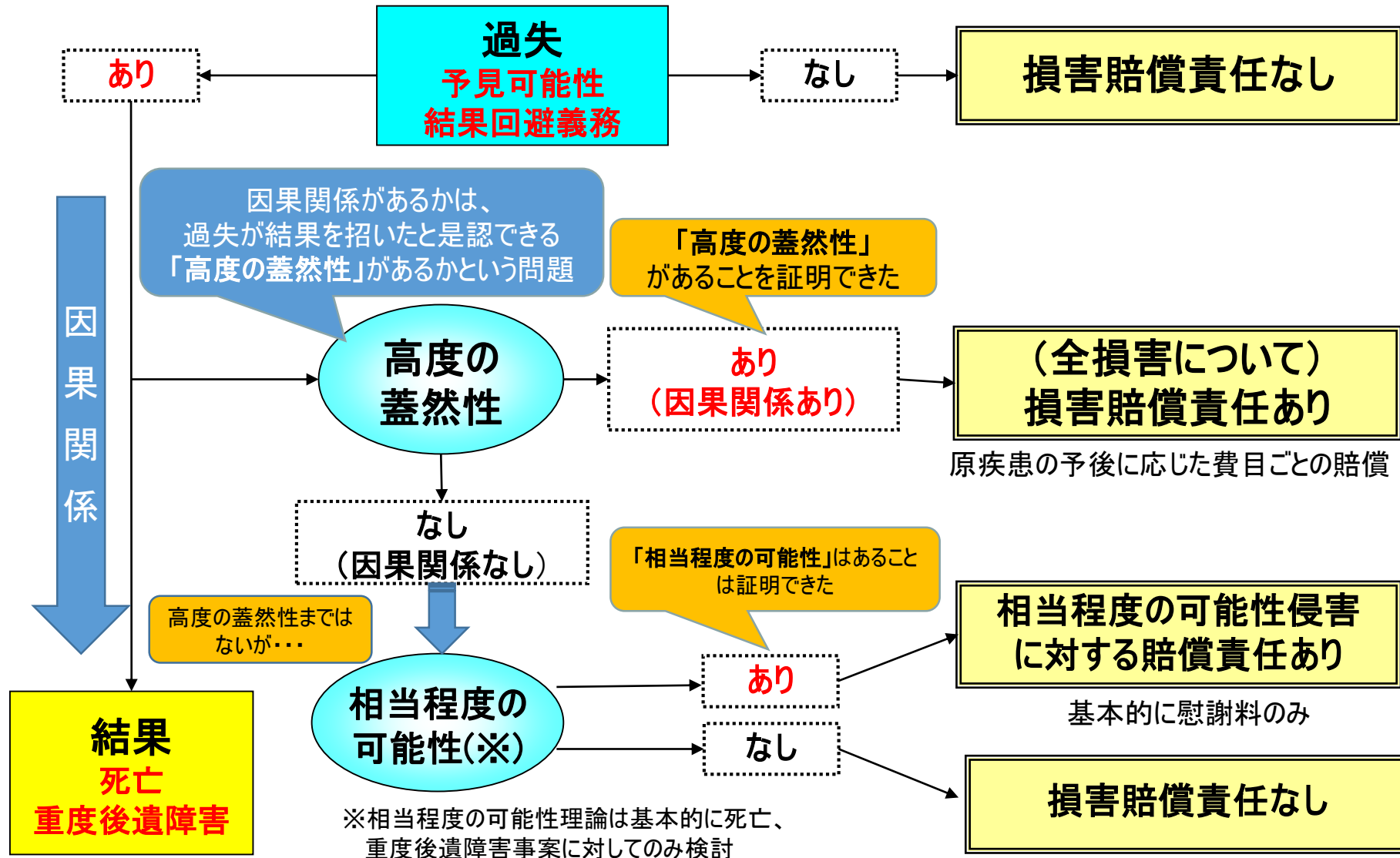
【高度の蓋然性】

結果との関係性が8～9割程度はある
⇒ 因果関係ありとされる

【相当程度の可能性】

死亡や重度後遺障害の場合のみ
関係性は否定的だが2～3割程度以上はありと
推察される（7割程度まで）
⇒ 因果関係は一部ありとされる
慰謝料の一部が認定される

過失・因果関係と賠償責任



③損害について

身体障害

A. 原疾病、既往症による身体障害

うち医療行為により発生した身体障害

B. 不可抗力により発生した合併症等による身体障害

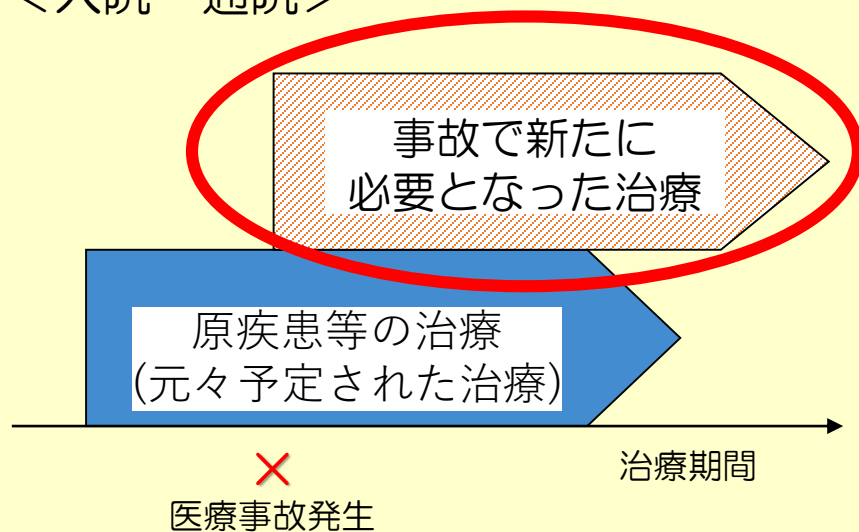
うち過失により発生した身体障害

C. 賠償の対象となる身体障害

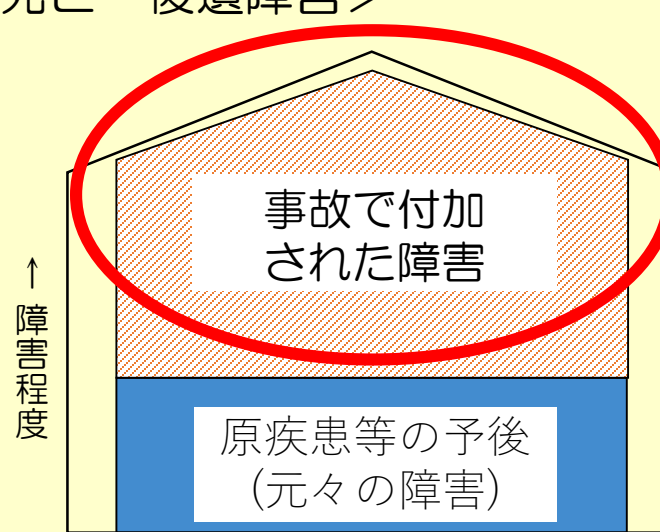
事故によって**新たに上乗せされる範囲**(赤丸部分)が対象
原疾患等でもともと想定される範囲は補償の対象にならない

⇒ ⇒ ⇒ 請求に含まれる場合は差引く必要あり

<入院・通院>



<死亡・後遺障害>



どんな項目について賠償額を算定するのでしょうか？ 【傷害部分】

賠償項目	算出における基本的な考え方
治療費・入院料	医療上の過失によって新たに生じた身体障害に対する治療に際し、医学的必要性のあるもの
付添看護料	医師の指示、身体障害の程度、患者の年齢などにより付添の必要性が認められる場合
入院諸雑費	上記治療を受けるために要する入院期間中の諸雑費
通院交通費	上記治療を受けるため症状等により必要となる通院のための交通費
休業損害	身体障害の発生により休業したことによる現実の収入減少額
傷害慰謝料	身体障害の程度や上記治療期間・実治療日数に応じた患者本人に対する慰謝料

【後遺障害】

賠償項目	算出における基本的な考え方
逸失利益	後遺障害による労働能力の低下に応じた現実収入からの減少分（中間利息を控除）
後遺障害慰謝料	後遺障害の残存による患者本人に対する慰謝料
介護料	重度後遺障害の残存に伴い将来に渡り必要となる介護の費用

【死亡】

賠償項目	算出における基本的な考え方
逸失利益	患者本人が死亡していなければ本来得られていたであろう労働収入の減少分（中間利息および生活費を控除）
死亡慰謝料	死亡による患者本人・法定相続人・両親に対する慰謝料
葬儀料	患者の死亡により実際に支出した葬儀の費用（香典返しを除く）

④ 医師賠償責任保険の適応

保険金をお支払いする主な事故例



医師特約

手術にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。



医師特約

診断を誤ったために、患者の病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。



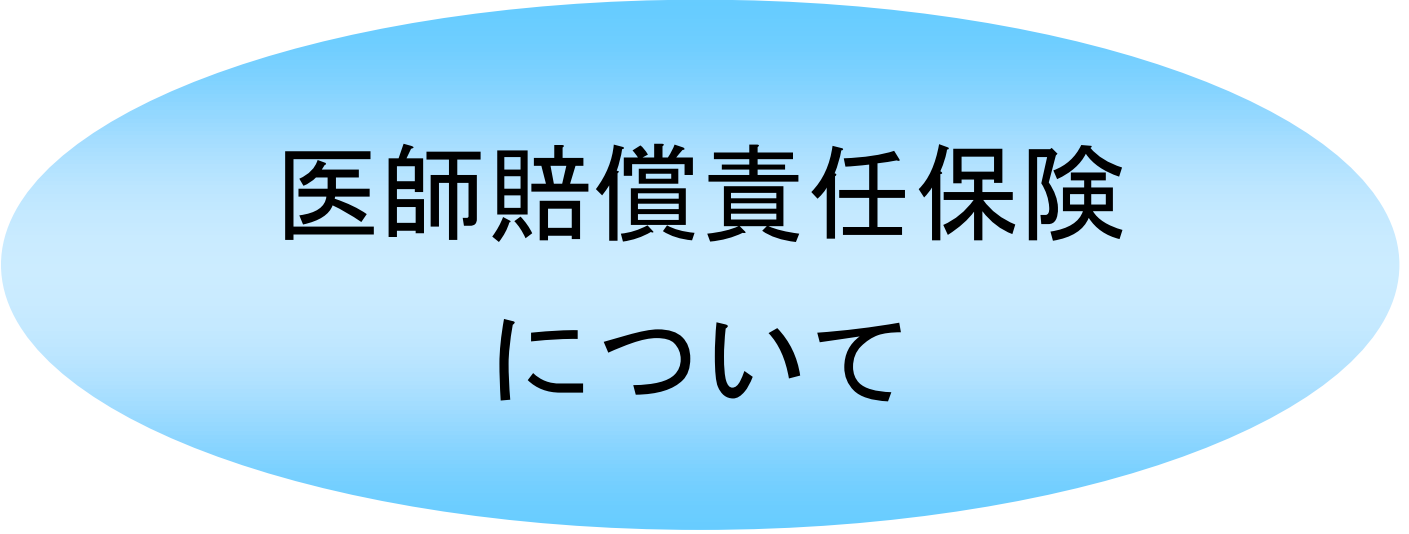
医療施設特約

診療所の床が滑りやすくなっていたために、来訪者が転倒し、ケガをした。



医療施設特約

院内で提供した食事が原因で食中毒が発生した。



医師賠償責任保険 について

医師賠償責任保険の概要

～補償されるおもな内容～

- 医師特約
- 医療施設特約
- 刑事弁護士費用担保追加条項

～特約として加入できる内容～

- 医療機関受託者賠償責任保険
- 損害賠償請求期間延長担保追加条項

医師特約と医療施設特約

- ・ 医師特約

医療行為の過失に起因して、患者に身体障害が発生した場合の賠償責任を補償

- ・ 医療施設特約

医療施設の建物や設備の使用、管理上の不備に起因して発生した身体損害や対物損害の賠償責任を補償

※日医A1もしくはA2会員で、個人・法人・一人医師医療法人の診療所である場合には、日医保険における免責部分である100万円をカバー

保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

1. 賠償責任保険共通の免責事由

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- ②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任
- ⑥他人から賃借したり、預かっている財物の損傷事故
- ⑦排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑧被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任など

2. 医師特約に関する免責事由

- ①医療施設（設備を含みます）、航空機、車両、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ②海外での事故の場合
- ③美容を唯一の目的とする医療行為によって生じた賠償責任
- ④医療の結果を保証することによって加重された責任
- ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因して生じた賠償責任
- ⑥免許を有しない者が行った医療に起因して生じた賠償責任 など

3. 医療施設特約に関する免責事由

- ①医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ②航空機、自動車（原動機付自転車も含みます。）または医療施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任
- ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任（放射線照射は、医療放射線を除きます。）
- ④石綿または石綿を含む製品の有害な特性物質に起因する賠償責任
- ⑤汚染物質の排出等に起因する賠償責任（公共水域以外への急激かつ偶然な排出等を除きます。） など

刑事弁護士費用担保追加条項

医療行為により、患者が死傷した場合で
業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき

刑事事件に係わる
弁護士費用や訴訟費用を補償

※保険金をお支払いできないおもな場合

- ・故意によって生じた刑事事件
- ・有罪が確定した刑事事件

医療機関受託者賠償責任保険

医療機関が患者から預かった委託物（身の回り品）を医療施設内で保管している間、または保管の目的で施設外で管理している間に、火災・盗難・漏水・取扱い上の不注意等により、患者に返還できなくなった場合の損害を補償

※保険金をお支払いできないおもな場合

- ・ 自然災害によって生じた損害
- ・ 現金、貴重品、宝石、美術品、有価証券、骨董品等の損害
- ・ 紛失

損害賠償請求期間延長担保追加条項

医療機関を廃業等する場合で、
医師賠償責任保険を解約する前にご検討を

医師特約では『事故日＝損害賠償請求日』と規定するため、
廃業前の医療行為に起因する事故で、廃業後（保険解約後）に
損害賠償請求された場合には、**廃業前の保険契約で補償することができない**

⇒廃業後（保険解約後）に損害賠償請求された医療行為による
身体障害事故を補償（解約後5年間か10年間を選択）

個人に対してのみ損害賠償請求されたとき

医療機関あてではなく、医療行為者個人に対してのみ損害賠償請求がなされた場合に対する損害を補償する特約

- ・勤務医師包括担保追加条項

- ・看護職賠償責任保険

対象職種：看護師、准看護師、助産師、保健師

- ・医療従事者賠償責任保険

対象職種：診療放射線技師（診療エックス線技師）/理学療法士/臨床工学技士/衛生検査技師/作業療法士/言語聴覚士/臨床検査技師/視能訓練士/義肢装具士/管理栄養士/歯科衛生士/歯科技工士/精神保健福祉士/薬剤師/介護福祉士/社会福祉士/救急救命士

関連する保険商品

医療事故調査費用保険

医療事故調査制度に則って医療事故調査・支援センターに事故発生が報告が受領され、医療事故調査制度で義務付けられる『院内事故調査』を実施することによって発生する費用を補償

対象となるおもな費用

- ・ 解剖、A I の実施に関する費用
- ・ 院内調査委員会に招聘する有識者（外部委員）に係る交通費、謝金
- ・ 医療事故調査等支援団体に支援を委託することによって発生する費用（20万円限度）

関連する保険商品

クレーム対応費用保険

医療事故や医療施設事故以外のクレームに対する弁護士費用を補償（弁護士への無料相談サービスあり）

対象となるクレーム行為

- ・ 医師や職員に対して行われる暴行、脅迫、強要、威力、セクハラ、不退去、偽計・風説の流布

関連する保険商品

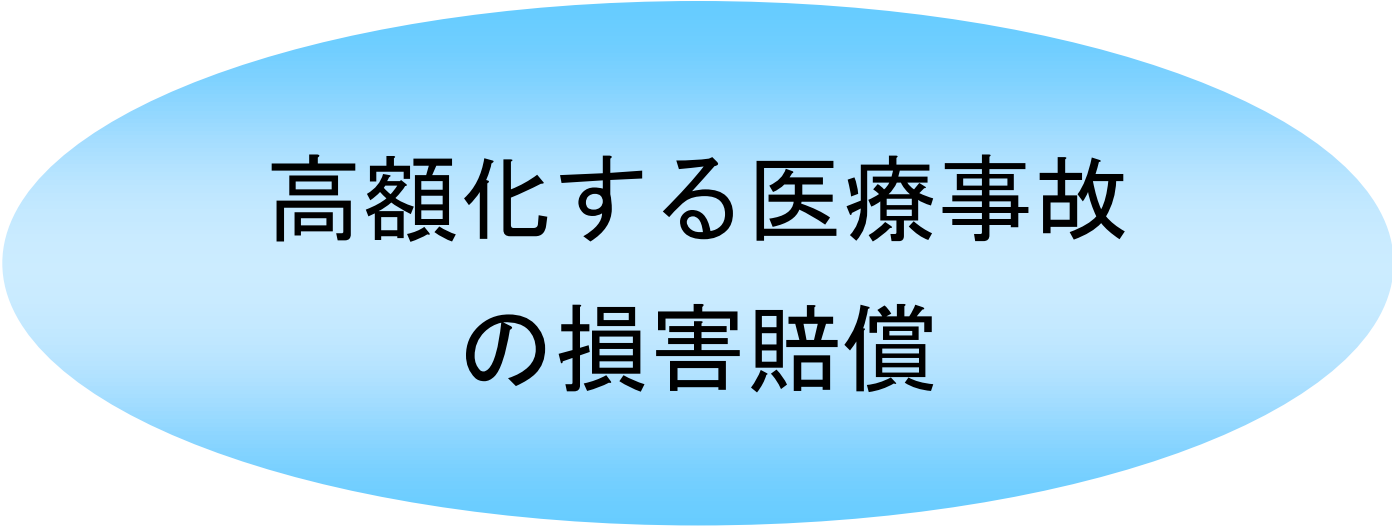
サイバー保険

近年医療機関に対するサイバー攻撃の増加により

- 顧客情報や機密情報の漏洩
- システム・ネットワークの停止

対象となるおもな費用

- ・ 損害賠償責任を負担することによって生じる損害
- ・ 事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用
- ・ 医療機関の利益損害



高額化する医療事故 の損害賠償

高額化する医療事故の損害賠償

近年、医療訴訟では賠償金が高額化の傾向にあり判決額が1億円を超える事例も珍しくない。

～当社にて対応した高額賠償事例～

支払保険金額	診療科	事故内容
約1億706万円	産科	帝王切開の分娩で、児が胎便吸引症候群を引き起こし、低酸素性虚血性脳症が'発症、脳性麻痺障害が'残存
約2億75万円	歯科口腔外科	顎変形症に対する手術施行2日後、呼吸停止から意識レベル低下となり、ICUで加療
約1億394万円	耳鼻科	甲状腺腫大に対してPEIT施術を行ったが、途中酸素飽和度が'急激に低下し 後日、低酸素脳症残存。係争中に死亡
約1億120万円	小児科	腹腔鏡下噴門形成術の際、空気塞栓症による低酸素脳症を発症。その後、植物状態
約1億471万円	内科	骨髄検査のため胸骨から骨髄穿刺実施。穿刺後、心タンポナーデとなり後遺障害1級となった
約1億253万円	外科	心房室中隔欠損症に対する心内修復術後、脊髄障害発生
約1億102万円	救急救命科	心筋梗塞の見落としにより、再発作にて低酸素脳症となり、高次脳機能障害が遺残した
約1億7,132万円	小児科	出生後の腹腔内出血のショックにより、児に障害が'残存
約1億1,400万円	循環器内科	心房細動に対するカテーテル治療中に右中大脳動脈閉塞症を発症

高額な賠償額が認められた裁判例

2022年4月20日鹿児島地方裁判所の判決

当時20代であった研修医が発症した脳腫瘍への対処が遅れ寝たきりになったとして、医療機関に**3億2714万4245円**の支払いを命じる判決が出された。

【損害項目】

- ・入院雑費 15万4500円
- ・入院付添費 66万9500円
- ・入院慰謝料 160万円
- ・後遺障害慰謝料 2800万円
- ・将来の治療費 6311万9761円（年間693万6390円×40年分の中間利息控除率）
- ・逸失利益 2億0390万0484円
（年収1200万9800円×生活費控除率×41年分の中間利息控除率）
- ・弁護士費用 2970万円



ご静聴ありがとうございました。